水銀真空ポンプ	二千二十五年
タイヤのバランサー及びホイールのおもり	二千二十五年
写真フィルム及び印画紙	二千二十五年
人工衛星及び宇宙飛行体に用いる推進剤	二千二十五年
歯科用アマルガム（患者の必要性に基づき歯科医師がその使用が必要であると認める場合を除く。）	二千三十四年

注　微量の水銀が混入した化粧品、せっけん又はクリームを対象としないことを意図する。

2　「第二部　第四条3の規定の適用を受ける製品」の表を次のように改める。

第二部　第四条3の規定の適用を受ける製品

水銀添加製品	規定
歯科用アマルガム	歯科用アマルガムの使用を段階的に削減するための締約国による措置については、当該締約国の国内の事情及び関連する国際的な手引を考慮するものとし、次の措置から二以上の措置を含める。 (i)　う蝕の予防及び健康の促進を目的とする国の目標を定め、それによって歯科治療の必要性を最小限にすること。 (ii)　歯科用アマルガムの使用を最小限にするための国の目標を定めること。 (iii)　歯科治療のための水銀を含まない代替製品（費用対効果が高く、かつ、臨床的に有効なもの）の使用を促進すること。 (iv)　歯科治療のための水銀を含まない良質の材料の研究及び開発を促進すること。 (v)　代表的な専門的機関及び歯科学校が、歯科治療のための水銀を含まない代替製品の使用及び管理のための最良の慣行の促進について歯科の専門家及び学生に教育及び訓練を行うよう奨励すること。 (vi)　水銀を使用しない歯科治療よりも歯科用アマルガムを使用する歯科治療を有利に扱う保険政策及び保険制度を抑制すること。 (vii)　歯科治療に関し、歯科用アマルガムの良質の代替製品の使用を有利に扱う保険政策及び保険制度を奨励すること。 (viii)　歯科用アマルガムの使用を歯科用アマルガムカプセルに限定すること。 (ix)　水銀及び水銀化合物の水及び土壌への放出を削減するため、歯科用施設における環境のための最良の慣行の利用を促進すること。 さらに、締約国は、次のことを行う。 (i)　適当な措置をとることにより、歯科医師によるばらの状態での水銀の使用を除外すること又は許可しないこと。 (ii)　乳歯及び十五歳に達しない患者並びに妊婦及び授乳中の女性の歯科治療において、適当な措置をとることにより、歯科用アマルガムの使用を除外すること若しくは許可しないこと又は歯科用アマルガムを使用しないよう勧告すること。ただし、患者の必要性に基づき歯科医師が必要と認める場合は、この限りでない。 さらに、歯科用アマルガムを段階的に廃止していない締約国は、次のことを行う。 (i)　自国の報告の一環として、歯科用アマルガムを段階的に削減し、又は段階的に廃止するために自国がとった又はとっている措置の進捗状況に関する国の行動計画又は利用可能な情報に基づく報告を四年ごとに事務局に提出すること。 さらに、歯科用アマルガムを段階的に廃止していない締約国は、次のことを行う。 (i)　患者の必要性に基づき歯科医師がその使用が必要であると認めない限り、歯科用アマルガムを許可しない又は著しく削減するために適当な措置をとること。

○農林水産省告示第千四百九十五号

出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年九月二十九日

農林水産大臣　簗　和生

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び取下げ年月日
Chrysanthemum L.	秀芳の宮（しゅうほうのみや）	イノチオ精興園株式会社 広島県府中市瀬戸町531番地８	第37116号 令和８年７月２日
Kalanchoe blossfeldiana Poelln.	Dokalcru	Dummen Group B.V. Oudecampsweg 35C, 2678NN De Lier, The Netherlands	第38122号 令和８年７月３日

○農林水産省告示第千四百九十六号

出願公表後に品種登録出願が拒絶されたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年九月二十九日

農林水産大臣　簗　和生

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び拒絶年月日
Cyclamen L.	FPBL	有限会社はら園芸 神奈川県川崎市宮前区菅生ケ丘１番１号	第36027号 令和８年７月30日
Pelargonium grandiflorum (Andrews) Willd.	グランパッソ　ロマネスク	鈴木清次 神奈川県茅ヶ崎市中島1097番地	第36987号 令和８年７月30日

○経済産業省告示第百二十二号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、同号の災害及び地域を次のように指定する。

令和八年九月二十九日

経済産業大臣　赤澤　亮正

災害名	地域	指定の期間
令和八年八月二十七日からの大雨に伴う災害	富山県 高岡市 氷見市 小矢部市 射水市	令和八年八月二十七日から令和八年十二月二十八日まで
	石川県 羽咋市 羽咋郡志賀町 羽咋郡宝達志水町 鹿島郡中能登町	
	福井県 福井市 大野市 勝山市 あわら市 坂井市 吉田郡永平寺町	